

令和2年3月13日

保護者様

横浜市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防とお子様の生活についてご家庭へのお願い

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症対策と子どもたちの臨時休校中の生活に関して「児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることは禁止しない。感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとることが重要である。」という見解が示されました。

引き続き、不要不急の外出、大人数が集まる場所への外出を極力避けていただくことは変わりませんが、お子様が健康保持のために運動する機会の大切さも考慮した上で、日常的な運動を行うことについてご配慮いただきますようお願いいたします。

学校は、引き続き、保護者の皆さまとともにお子様の健康と安全を第一に考えておりますので、次の点につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 石けんを使った丁寧な手洗いやうがい、せきエチケットをお願いします。
- 2 十分な睡眠とバランスのよい食事をとれるようにしてください。
- 3 家の中での体ほぐしなどの運動や、近所の散歩やジョギング、縄跳びや体づくりの運動など、お子様と相談し、適度に身体を動かすことを勧めてください。
- 4 外で運動する時は、交通事故に十分気をつけ、運動する場所のルールやマナーを守るようお話ししてください。

※ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに学校までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続くとき
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等がある方や透析を受けている方は 2 日程度)
・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があるとき

症状がある時の対応
病気の特徴や
予防方法など
相談全般

渡航歴などに
かかわらず
誰でも相談
できます。

帰国者・接触者相談センターに相談
045-664-7761
9:00-21:00

横浜市新型コロナウイルス感染症
コールセンター
045-550-5530
9:00-21:00

令和2年3月13日

保護者様

横浜市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の予防とお子様の生活についてご家庭へのお願い

日頃より本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、文部科学省から、新型コロナウイルス感染症対策と子どもたちの臨時休校中の生活に関して「児童生徒の健康維持のために屋外で適度な運動をしたり散歩をしたりすることは禁止しない。感染リスクを極力減らしながら適切な行動をとることが重要である。」という見解が示されました。

引き続き、不要不急の外出、大人数が集まる場所への外出を極力避けていただくことは変わりませんが、お子様が健康保持のために運動する機会の大切さも考慮した上で、日常的な運動を行うことについてご配慮いただきますようお願いいたします。

学校は、引き続き、保護者の皆様とともにお子様の健康と安全を考えて参りますので、次の点につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 1 石けんを使った丁寧な手洗いやうがい、せきエチケットをお願いします。
- 2 十分な睡眠とバランスのよい食事をとれるようにしてください。
- 3 家の中の体ほぐしなどの運動や、近所の散歩やジョギング、縄跳びや体づくりの運動など、お子様と相談し、適度に身体を動かすことを勧めてください。
- 4 外で運動する時は、交通事故に十分気をつけ、運動する場所のルールやマナーを守るようお話ししてください。

※ 新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、速やかに学校までご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症が心配なとき

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続くとき
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です)
(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等がある方や透析を受けている方は2日程度)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)があるとき

症状がある時の対応
病気の特徴や予防方法など
相談全般

渡航歴などに
かわからず
だれでも相談
できます。

帰国者・接触者相談センターに相談

045-664-7761

9:00-21:00

横浜市新型コロナウイルス感染症

コールセンター

045-550-5530

9:00-21:00